

令和 8 年度 座間市外国語指導助手労働者 派遣（単価契約）

公募型プロポーザル実施要領

令和 8 年 9 月

座間市教育委員会

(余白)

令和 8 年度 座間市外国語指導助手労働者派遣（単価契約）
に係る公募型プロポーザル実施要領

1 趣旨

この実施要領は、座間市教育委員会が座間市立小中学校に外国語指導助手(以下、「ALT」という。)派遣を実施するに当たり、公募型プロポーザル方式により優先交渉権者を選定するために必要な事項を定めるものとする。

2 業務の概要

(1) 件名

令和 8 年度座間市外国語指導助手労働者派遣（単価契約）

(2) 業務内容

別紙「令和 8 年度座間市外国語指導助手労働者派遣（単価契約）」仕様書のとおり

(3) 契約期間

契約締結日から令和 12 年 3 月 25 日まで

※ALT の派遣は令和 9 年 4 月 1 日以降開始

3 予算上限額

予算上限額

1 年度あたり 47,520,000 円（消費税及び地方消費税を含む。）× 3 年間

※ 注 1. 提案は予算上限額を超えてはならない。

注 2. 当該派遣契約に係る予算の議決が得られないときは、契約事務手続きを行わない。なお、この場合において市はいかなる責めも負わない。

4 参加資格要件

参加する者は、次に掲げる要件を全て満たしている者とする。

- (1) かながわ電子入札共同システムで座間市の競争入札参加資格者名簿に営業種目が労働者派遣業務として登録されている者であること
- (2) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者。
- (3) 提案募集開始日から受託候補者の特定の日までの期間に、座間市競争入札参加停止及び指名停止等措置要綱（平成 24 年座間市告示第 29 号）に基づく停止措置を受けていない者であること。
- (4) 座間市暴力団排除条例（平成 23 年座間市条例第 24 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団、同条第 4 号に規定する暴力団員等若しくは同条第 5 号に規定する暴力団経営支配法人等又は同条例第 7 条に規定する暴力団員等と密接な関係を有すると認められない者。
- (5) 神奈川県暴力団排除条例（平成 22 年神奈川県条例第 75 号）第 23 条第 1

項又は第2項の規定に違反していない者。

- (6) 法人税、消費税、地方消費税、事業税若しくは県民税又は市内に事務所若しくは事業所を有している者にあつては、市・県民税、固定資産税若しくは都市計画税を滞納していない者。
- (7) 経営状況又は信用度が極度に悪化していないと認められる者であり、適正な契約の履行が確保される者。
- (8) 労働者派遣事業の許可を有すること。
- (9) 公立小学校又は中学校において、令和6年度以降、ALTの派遣実績があること。

5 説明会

本プロポーザルに関して説明会は実施しない。

6 参加表明手続

(1) 提出書類

- ①プロポーザル方式参加表明書（様式1）
- ②誓約書（様式2）
- ③参加資格確認事項申告書（様式3）、および、関連添付資料
- ④派遣業務実績申告書（様式4）

(2) 提出先

第14項のとおり。

(3) 提出方法

提出先へ直接持参又は郵送（書留等郵便物の送達課程が記録されるもの）により提出すること。

(4) 提出期限

令和8年10月5日（月）17時まで（郵送の場合も必着厳守）

(5) 参加資格要件の確認結果

提出された参加表明書等を確認のうえ、プロポーザル方式参加資格確認結果を通知する。（令和8年10月13日（火）12時までにメールで通知予定）

7 質問書の提出と回答

本プロポーザルについて質問がある場合は、次のとおり受け付ける。

①受付方法

質問書（様式7）により、電子メールのみで受け付ける。

なお、メールの件名に【ALTプロポーザル質問】と表記すること。

メール送信後、担当課に送信確認の電話をすること。

電話・来庁等口頭による質問は不可とする。

②受付期間

令和8年10月6日（火）から令和8年10月16日（金）17時まで

※受付期間終了後は、質問は受け付けない。

③メールアドレス

ksidou@city.zama.kanagawa.jp

④回答方法

質問に対する回答は、一括して回答書に取りまとめ、令和8年10月23日（金）17時までに座間市ホームページに掲載する。ただし、質問の内容が本プロポーザルの公平性を損なうと判断した場合は回答しないことがある。

8 提案書等の受付

（1）提出書類

提出書類及び部数等については次のとおり

様式名	様式の内容	提出部数	
		正本	副本
様式3	参加資格確認事項申告書	1部	
様式4	派遣業務実績申告書	1部	
様式A	提案書（正本用表紙）法人名・代表者印押印	1部	
様式B	提案書（副本用表紙）無記名・ロゴマーク等禁止		7部
様式5	提案書	1部	7部
様式6	プロポーザルの提案に係る見積書（正本用・副本用）	1部	7部

（2）提案件数

提案書は1者につき1提案のみとする。同一企業の本社、支店等での重複応募は認めない。

（3）提出先

第14項のとおり

（4）提出方法

提出先へ直接持参すること。

（5）提出期限

令和8年10月30日（金）17時（必着）

（6）提案書作成上の留意事項

①提案書について

- ・提案書（正本用表紙） 様式A 法人名・代表者印押印
- ・提案書（副本用表紙） 様式B 無記名・ロゴマーク等禁止
- ・提案内容 様式5により作成する（様式に準じたものであれば、別途作成のものも可とする。ただし、提案内容の順序は、「様式5」の順に作成し、使用言語は日本語とすること。）

②見積書について

「令和8年度座間市外国語指導助手労働者派遣（単価契約）」仕様書を精査のうえ、3ケ年分を慎重に見積りすること。ただし、令和8年度分は準備期間とし、契約金額が発生するのは令和9年4月からとする。

見積書は指定様式（様式6）を用い、日本語及び日本通貨を使用すること。なお、正本には記名・押印のうえ提出すること。

③書類作成方法について

提出書類は、コンピュータ等を用いて作成する（手書き不可）。ただし、証明書類及び既存の会社案内等を用いる場合はA4判サイズに加工すればこの限りではない。

④用紙サイズについて

用紙は、A4判両面印刷、縦型、横書、左綴じを原則とする。

⑤字数及び字体について

各様式の枠の微調整は可とし、字体及び文字のサイズ等の制約はない。

⑥提案書正本について

表紙に様式Aを用い、タイトル名「令和8年度座間市外国語指導助手労働者派遣（単価契約）提案書」と法人等団体名を記載し1部提出すること。なお、提案書中に提案事業者を特定される法人名等を記載することを妨げない。

⑦提案書副本について

表紙に様式Bを用い7部提出すること。審査資料とするため、表紙、提案書ともに提案事業者を特定される法人名、ロゴマーク等の表示及び記述を一切しないこと。

⑧その他

ア) プロポーザル方式参加表明書を提出されて、提案書の提出がないときは、辞退したものとする。

イ) 提出された提案書は返却しない。

ウ) 提案書の提出期限後の追加修正は、認めない。

エ) 提出書類の著作権は本市に帰属し、本案件に関する報告、公表のために必要な場合は、提出書類の内容を無償で利用できるものとする。

また、本案件に係る情報公開があった場合には、座間市情報公開条例（平成16年座間市条例第17号）の規定による請求に基づき、第三者に開示することがある。ただし、法人等の競争上の地位その他正当な利益を害すると認められる情報は非開示とする。

9 審査方法

本プロポーザルは、座間市外国語指導助手労働者派遣（単価契約）プロポーザル選定委員会（以下「選定委員会」という。）において、提出された提案書類について総合的に審査を行い、優先交渉権者を選定する。

1) 1次審査（書面審査）

提案書提出者が6者を超える場合のみ実施する（実施の有無は令和8年11月6

日（金）までに電子メールで通知）。

- ① 内 容：「令和8年度座間市外国語指導助手労働者派遣（単価契約）評価基準表（以下、「評価基準表」という。）により、書面審査を行い、評価の合計点が高いものから順に6者を2次審査対象者として選定する。ただし、評価順位が6位の者が複数ある場合は、同点になった者全てを選定する。
- ② 審査の結果：令和8年11月11日（水）に電子メールで通知する。

2) 2次審査

① プレゼンテーション

- ア) 日 時 令和8年11月17日（火） 時間等は別途電子メールで通知。
- イ) 場 所 座間市役所 本庁舎5階 5－8会議室。
- ウ) 内 容 提案者1者につき、30分以内（提案20分、質疑応答10分）
- エ) 出席者 提案者1者 3名以内。
- オ) その他 プロジェクター、スクリーン、パソコン接続（HDMI）ケーブルは事務局で用意するが、パソコンは提案者が持参すること。なお、パソコン含め機器類を使用する場合は、事前に事務局に連絡すること。

② 評価方法

提案資料を基にプレゼンテーション及びヒアリングを実施し、評価基準表に照らして総合的な審査を行い、評価の合計点が一番高い者を優先交渉権者とする。
なお、評価合計点が一番高い者が複数存する場合は、見積額を最も安価に提案した者を優先交渉権者とする。

③ 結果の通知

選定結果は令和8年11月25日（水）に参加者に文書で通知するとともに、座間市ホームページに優先交渉権者を掲載する。

10 本公募型プロポーザル方式の結果及び契約について

- (1) 優先交渉権者に選定された参加者は、提出書類に基づき、具体的業務内容を市と協議するものとし、市と事業候補者との間で具体的事業内容及び契約金額について合意に達した場合に限り、派遣契約を締結することとする。
- (2) 契約及び手続きは、座間市契約規則及び契約約款による。
- (3) 契約の締結にあたっては、令和9年3月市議会定例会での令和9年度当初予算案の承認を前提条件とする。
- (4) 選定した参加者が辞退その他の理由で契約できない場合は、次点の者と派遣契約に向けた協議を行う。

11 提案資格の喪失等

次のいずれかに該当するときは、当該業務に係る提案はすることができない。また既に提出された提案書は無効とする。

- (1) 「4 参加資格要件」に規定する要件を満たさなくなったとき。
- (2) 市に提出した書類に虚偽の記載をしたことが判明したとき。

1 2 その他

- (1) プロポーザルに係る書類作成その他一切の費用は、本プロポーザルに応募しようとする者の負担とする。
- (2) 審査結果に関する問い合わせ、異議等は受け付けない。
- (3) この要領に定めるもののほか、必要な事項については選定委員会が定める。

1 3 スケジュール

No.	内 容	期 日
1	募集告知開始	令和8年9月15日（火）
2	参加表明書提出	令和8年10月5日（月）17時まで
3	参加資格確認結果通知	令和8年10月13日（火）12時まで
4	質問書受付期間	令和8年10月6日（火）から 10月16日（金）17時まで
5	質問書に対する回答	令和8年10月23日（金）17時まで
6	提案書提出期限	令和8年10月30日（金）17時まで
7	1次審査（提案書提出が6者を超えた場合のみ実施）	
	① 結果通知	令和8年11月11日（水）
8	2次審査	
	① プレゼンテーション及びヒアリング	令和8年11月17日（火）
	② 審査結果（優先交渉権者）決定通知	令和8年11月25日（水）
9	契約時期	令和9年2月頃
10	業務開始	令和9年4月1日（予定）

1 4 書類の提出先及び問合せ先

〒252-8566

神奈川県座間市緑ヶ丘一丁目1番1号

座間市教育委員会 教育部 教育指導課 教育指導係

電 話 046-252-8732（直通）

FAX 046-252-4311

E-mail ksidou@city.zama.kanagawa.jp